

とりあえず選考対象から除く候補地の基準（案）（部会検討結果）

選考基準	とりあえず選考対象から除く候補地の基準
3 公募要件に示した敷地面積の確保状況	<ul style="list-style-type: none"> 届出面積又は登記面積において、所有者同意の完全でない土地及び公募における対象外の区域等を除いた場合、9,000 m²を下回るもの
4 候補地の地形	<ul style="list-style-type: none"> 9,000 m²（100m×90m）の長方形の敷地をなるべく平坦な位置に仮配置した場合、その高低差が20m以上（等高線5本以上）となり、かつ一定の平場面積の確保もできないもの（2本の等高線間の最も広い面積が9,000 m²の30%未満）
5 市街地からの移動距離・時間	<ul style="list-style-type: none"> 市役所からの自動車による移動距離が道のりで17km以上のもの
10 県道や市道などの公道と候補地との関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の通行可能な林道等に接しておらず、県道や市道などの公道からは100m以上離れているもの 未舗装の林道等には接しているが、県道や市道などの公道からは400m以上離れているもの（※舗装された林道等に接しているものは、県道や市道などの公道からの距離に関わらずとりあえず残す。）
11 自然災害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 位置が明確な活断層が候補地内を通過しているもの
15 住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無	<ul style="list-style-type: none"> なるべく平坦な位置に仮配置した9,000 m²の長方形の敷地から計測した場合、100m以内に住宅、老人福祉施設、病院及び学校があるもの （※選考基準中の“など”に当てはまる施設については次回以降の検討とし、とりあえず残す。） （※高山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則に基づき、承諾書を必要とする範囲（おおむね100m）については、敷地内通路なども含めた敷地の端から計測するため、実際の建設内容により異なる。）